

## 衣浦東部広域連合建設工事等入札参加資格審査及び選定基準

(趣旨)

第1条 この基準は、衣浦東部広域連合が発注する建設工事の入札に参加しようとする建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する建設業者。以下「建設業者」という。）の資格審査及び選定について必要な事項を定めるものとする。

(資格審査)

第2条 資格審査は、衣浦東部広域連合契約規則（平成15年衣浦東部広域連合規則第22号）第5条及び第21条の規定に基づく建設工事等入札参加資格審査申請書（以下「審査申請書」という。）について行うものとする。

2 前項に規定する審査申請書は、碧南市、刈谷市、安城市、知立市及び高浜市（以下「関係市」という。）の契約規則に基づき提出されたものをいう。

(資格審査の基準日)

第3条 資格審査の基準日は、毎年度4月1日とする。

2 前項に規定する基準日以後、次回の基準日までの間に前条に規定する審査申請書が提出された場合は、随時審査を行う。

(総合数値算定基準)

第4条 建設業者の総合数値は、法第27条の23の規定による建設業者の経営事項審査の数値を基に算定する。ただし、総合数値の算定の方法は、関係市の例による。

(総合数値の有効期間)

第5条 総合数値の有効期間は、関係市の例による。

(入札参加資格者名簿)

第6条 第2条の規定により審査された入札参加資格者名簿を作成するものとする。

(名簿の公表)

第7条 前条の規定により作成した名簿は、次により公表するものとする。

(1) 公表の期間は、公表した日から翌年度の3月31日までとする。

(2) 公表の場所は、事務局総務課とする。

(3) 公表の方法は、閲覧によるものとし、閲覧者には、入札参加資格者関係関

覧簿に

閲覧年月日、住所及び氏名を記入させるものとする。

(選定)

第8条 業者を指名しようとするときは、格付及び総合数値に基づき別表1及び別表2の表記に従い選定するものとする。ただし、業者数が別表2選定表の業者数に満たない場合その他必要がある場合においては、別表1の業者から選定することができる。

2 指名の選定には、次の事項に留意して適正に選定しなければならない。

- (1) 手持ち工事の契約件数及び契約高
- (2) 手持ち工事の進ちょく状況
- (3) 当該工事に対する地理的条件
- (4) 工事の成績
- (5) 公共団体の契約実績
- (6) 資本金、技術者数、従業員数及び年間平均契約高
- (7) 会社の経営形態

(選定の特例)

第9条 次の場合は別表1の区分にかかわらず、業者を選定することができる。

- (1) 災害復旧工事等で緊急又は短期で完了する必要があるとき。
- (2) 特定の機械又は技術を必要とするとき。

2 前項各号の規定にかかわらず、衣浦東部広域連合入札審査会(以下「審査会」という。)で審議し、認めたものについては、この限りでない。

(選定の内申)

第10条 業者の指名選定は、総務課長が指名業者選定内申書により内申するものとする。

(指名選定除外)

第11条 衣浦東部広域連合入札参加資格等停止基準に基づき参加資格停止通知を受けた業者は、その期間中指名選定から除外するものとする。

(雑則)

第12条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は審査会において決定する。

附 則

この基準は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 ( 第 8 条、第 9 条関係 )

格付表

予 定 価 格	総 合 数 値
2 , 0 0 0 万円以上	7 5 0 以上
2 , 0 0 0 万円未満	7 5 0 未満

別表 2 ( 第 8 条、第 9 条関係 )

選定表

予定価格	5,000 万円以上	3,000 万円以上	1,000 万円以上	1,000 万円未満
業者数	1 0 人以上	8 人以上	6 人以上	5 人以上